

# 第2回平成29年度議会報告会

日時：平成30年 2 月 3 日

午前10時30分から

場所：相生市文化会館

扶桑電通なぎさホール

中ホール

## 次 第

- 1 開 会
- 2 議長あいさつ
- 3 出席議員自己紹介
- 4 議会報告会

### 第1部 議会報告

- (1) 決算審査特別委員会報告
- (2) 総務文教常任委員会報告
- (3) 民生建設常任委員会報告

### 第2部 意見交換

- 5 副議長あいさつ
- 6 閉 会

議会報告会に参加していただいた皆様へ

1、本日の議会報告会は、相生市議会が主催で実施するものです。

市民の皆様から、様々なご意見をいただき、意見交換を行う場として位置付けておりますので、議員個人の見解を求めるようなご発言はご遠慮願います。

また、市政に関するご要望がある場合は、コスモストークなどにご出席していただき、ご発言されますよう併せてお願い致します。

2、本日の結果につきましては、後日、相生市議会だより又は、相生市議会ホームページで概要の報告をする予定です。

3、議会報告会の報告書作成のため、写真撮影及び録画を行わせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

# 目 次

平成29年第5回（12月）定例会議決結果一覧	1～2 ページ
決算審査特別委員会報告	3 ページ
総務文教常任委員会（12月8日開催）レジメ	4 ページ
総務文教常任委員会結果報告書等	5～9 ページ
民生建設常任委員会（12月7日開催）レジメ	10～11 ページ
民生建設常任委員会結果報告書等	12～26 ページ
主な議会用語の解説	27～30 ページ

平成29年第5回（12月）定例会 議決結果一覧

議案番号	議案名	委員会付託	議決結果
認定第1号	平成28年度相生市一般会計歳入歳出決算の認定について	決算審査 (9月議会)	認定 (全会一致)
認定第2号	平成28年度相生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算審査 (9月議会)	認定 (賛成多数)
認定第3号	平成28年度相生市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算審査 (9月議会)	認定 (全会一致)
認定第4号	平成28年度相生市看護専門学校特別会計歳入歳出決算の認定について	決算審査 (9月議会)	認定 (全会一致)
認定第5号	平成28年度相生市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算審査 (9月議会)	認定 (全会一致)
認定第6号	平成28年度相生市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算審査 (9月議会)	認定 (賛成多数)
認定第7号	平成28年度相生市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算審査 (9月議会)	認定 (賛成多数)
認定第8号	平成28年度相生市病院事業会計決算の認定について	決算審査 (9月議会)	認定 (全会一致)
報告第8号	平成29年度相生市一般会計補正予算について処分の件報告	省略	承認 (全会一致)
報告第9号	平成29年度相生市一般会計補正予算について処分の件報告	省略	承認 (全会一致)
議第48号	西はりま消防組規約の変更について	省略	可決 (全会一致)
議第49号	赤相農業共済事務組規約の変更について	省略	可決 (全会一致)
議第50号	相生市立上松東集会所の指定管理者の指定について	総務文教	可決 (全会一致)
議第51号	相生市立佐方福祉センターの指定管理者の指定について	民生建設	可決 (全会一致)
議第52号	相生市立那波野地域福祉活動センターの指定管理者の指定について	民生建設	可決 (全会一致)
議第53号	相生市立古池自治会館の指定管理者の指定について	民生建設	可決 (全会一致)
議第54号	市庁舎1号館耐震補強外工事請負契約の変更について	省略	可決 (全会一致)
議第55号	相生市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	民生建設	可決 (賛成多数)
議第56号	相生市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	民生建設	可決 (賛成多数)

議第 57 号	平成 29 年度相生市一般会計補正予算	総務文教 民生建設	可決 (賛成多数)
議第 58 号	平成 29 年度相生市国民健康保険特別会計補正予算	民生建設	可決 (賛成多数)
議第 59 号	平成 29 年度相生市公共下水道事業特別会計補正予算	民生建設	可決 (全会一致)
議第 60 号	平成 29 年度相生市看護専門学校特別会計補正予算	民生建設	可決 (全会一致)
議第 61 号	平成 29 年度相生市農業集落排水事業特別会計補正予算	民生建設	可決 (全会一致)
議第 62 号	平成 29 年度相生市介護保険特別会計補正予算	民生建設	可決 (賛成多数)
議第 63 号	公平委員会の委員の選任について	省略	同意 (全会一致)
議第 64 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	省略	同意 (全会一致)
議第 65 号	教育委員会の委員の任命について	省略	同意 (全会一致)
議第 66 号	監査委員の選任について	省略	同意 (全会一致)
議第 67 号	相生市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	省略	可決 (全会一致)
議第 68 号	相生市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	省略	可決 (全会一致)
議第 69 号	平成 29 年度相生市一般会計補正予算	省略	可決 (全会一致)
議第 70 号	平成 29 年度相生市公共下水道事業特別会計補正予算	省略	可決 (全会一致)
議第 71 号	平成 29 年度相生市看護専門学校特別会計補正予算	省略	可決 (全会一致)
議第 72 号	平成 29 年度相生市農業集落排水事業特別会計補正予算	省略	可決 (全会一致)
議第 73 号	平成 29 年度相生市病院事業会計補正予算	省略	可決 (全会一致)
請願第 2 号	治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める請願書	総務文教	不採択 (賛成多数)
意見書案第 2 号	道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書の提出について	省略	可決 (全会一致)

## 決算審査特別委員会

### 1 決算審査特別委員会委員

委員長	角石茂美			
副委員長	田中秀樹			
委員	宮艸真木	岩崎修	前川郁典	吉田政男

### 2 平成 28 年度会計別決算額

会計別決算額

(単位：千円)

区分	歳入	歳出	差引
一般会計	13,748,635	13,329,458	419,177
国民健康保険特別会計	4,520,946	4,321,976	198,970
公共下水道事業特別会計	2,717,977	2,711,219	6,758
看護専門学校特別会計	100,871	100,871	0
農業集落排水事業特別会計	421,550	421,550	0
介護保険特別会計	2,736,589	2,662,879	73,710
後期高齢者医療保険特別会計	455,933	445,689	10,244
合計	24,702,501	23,993,642	708,859

(単位：円)

病院事業会計	収入	支出	差引
収益的収入及び支出	624,371,668	626,287,393	△1,915,725
資本的収入及び支出	17,662,500	26,309,734	△8,647,234

# 総務文教常任委員会

平成29年12月8日(金)

## 1 付託事件

議第50号 相生市立上松東集会所の指定管理者の指定について

議第57号 平成29年度相生市一般会計補正予算

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳入全般及び歳出中

款	項	(目)
5 議会費	全般	
10 総務費	5 総務管理費	5 一般管理費
		15 財政調整基金費
		30 財産管理費
		90 諸費 (24 投資及び出資金)
	10 徴税费	全般
20 選挙費	全般	
15 民生費	20 地域改善対策費	全般
50 教育費	全般	

第2条 債務負担行為

請願第2号 治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める請願書

## 2 所管事項について

### (1) 企画総務部

ア 消防団年末警戒について

イ 消防出初式について

### (2) 教育委員会

ア 成人式について

## 3 その他

平成29年第5回（12月）定例会 総務文教常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b> 議第50号 相生市立上松東集会所の指定管理者の指定について
<b>議案の概要</b> 1. 施設の名称 相生市立上松東集会所  2. 指定管理者 相生市若狭野町上松73番地2 上松自治会 会長 宇久 始  3. 指定の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日まで
<b>質疑等</b> Q1 施設の設置時期と設置目的は何か。 A1 設置は昭和53年4月で、目的は地域住民の福祉の増進を図るため、地域住民の諸会議等の利用、教養・文化活動の利用である。  Q2 施設の利用頻度は年1回、光熱水費は指定管理者の負担で良いか。 A2 市民人権学習を年1回行っている。光熱水費は地元負担である。  Q3 当該地区にはこの集会所の外、隣保館等がある。施設の老朽化も懸念され、今後の施設の考え方はどうなのか。 A3 地域改善対策としての必要性はあるものの、老朽化が懸念される中で、施設の方向性を示しつつ、地元と協議したい。
<b>討論</b> なし
<b>審査結果</b> 可決 （全会一致）

**議案番号及び議案名**

議第57号 平成29年度相生市一般会計補正予算

**議案の概要**

補正後の平成29年度相生市一般会計の歳入歳出予算の  
総額131億6,259万1千円（2億6,177万1千円の増額）

**第1条 歳入歳出予算の補正の内歳入全般及び歳出中**

**<歳出予算の主なもの>**

人件費 人事異動及び希望退職者の増による給与費の一部を組み替えるもの  
総務費

- 1億9,507万9千円 ・財政調整基金費  
(年度末財政調整基金残高16億932万3千円)
- 4,874万7千円 ・庁舎建設基金積立金  
(年度末財政調整基金残高2億6,296万9千円)
- 326万4千円 ・投資及び出資金  
(あいおいアクアポリス事業における出資金)

教育費

- 61万9千円 ・需用費（スポーツセンター駐車場フェンス修復）

**<歳入予算の主なもの>**

- 8万7千円 ・市有土地売り払い収入
- 2億5,480万8千円 ・前年度繰越金

**第2条 債務負担行為**

- 那波野地域福祉活動センター 410万円
- 古池自治会館 370万円
- 佐方福祉センター 400万円

※期間はいずれも平成30年度～平成34年度

※債務負担行為とは、翌年以降の支出の予定額と期間をあらかじめ定めておくこと

**質疑等**

- Q1 (株)あいおいアクアポリスへの投資は何回目となるのか。
- A1 当初の出資を含めると3回目となる。
- Q2 これで終わりとなるのか。
- A2 今後の経済状況等により、増資の可能性はあるが、市としては、これで終わりと考えている。
- Q3 相生市が2分の1、商工会議所が2分の1、商工会議所正副会頭が残り2分の1というのであり、その時の役割に応じて引き受けて頂いたと思うが、市としてはどう考えるのか。
- A3 現在の役割と言うことも考えられるが、すでに同社株式を保有頂いていることから役員を交代した場合も続けて保有頂けるものと考えている。

**討論** なし

**審査結果** 可決（全会一致）

議会閉会中の調査事件

地域創生（進行管理）について（調査）

（１）相生市の人口推移の経過

年度	世帯数	人口	社会増減			自然増減			増減 合計
			転入	転出	小計	出生	死亡	小計	
23年度	13,251	31,289	860	960	△100	228	412	△184	△284
24年度	13,240	31,033	882	978	△96	211	371	△160	△256
25年度	13,317	30,862	929	921	8	225	404	△179	△171
26年度	13,295	30,460	830	1,045	△215	223	410	△187	△402
27年度	13,391	30,380	1,008	916	92	219	391	△172	△80
28年度	13,403	30,209	843	810	33	218	422	△204	△171

※住民基本台帳に基づく世帯数及び人口

（２）平成28年度末の西播磨地域各市町の人口状況

市町名	世帯数	人口	社会増減			自然増減			増減 合計
			転入	転出	小計	出生	死亡	小計	
赤穂市	20,427	48,788	1,048	1,363	△315	310	614	△304	△619
宍粟市	14,541	39,050	660	1,045	△385	223	505	△282	△667
たつの市	30,300	77,968	1,819	2,035	△216	563	887	△324	△540
太子町	13,360	34,330	1,096	1,090	6	273	304	△31	△25
上郡町	6,436	15,463	355	477	△122	83	196	△113	△235
佐用町	6,899	17,522	305	551	△246	86	314	△228	△474

※住民基本台帳に基づく世帯数及び人口

※転入及び転出数には、その他増及びその他減の人数も含む

## 議会閉会中の調査事件

### 小中一貫教育について（調査）

相生市における取組（平成 27～29 年度 準備期・開始期 3 年間の実績）

相生市では、「相生市の子どもの『丈夫な根っこ』を養うために」をテーマに、平成 27 年度より全ての中学校区で小中一貫教育を進めることとした。

#### 1 取組についての周知

(1) 市民への市広報による周知（平成 27 年 5 月） 【市内全戸配布】

(2) 保護者へのリーフレットによる周知（平成 27 年 6 月）【全保護者へ配布】

#### 2 教職員の研修

(1) 全体研修会（全教職員対象）の実施、担当者研修会の実施

- ①全体研修会 大学教授招聘による講演会、シンポジウム、校区別研修会
- ②担当者等研修会 先進地から講師を招いて研修

(2) 先進地視察 毎年、一貫教育の各種パターンを視察（県内・県外）

#### 3 取組内容

(1) 市内全体（全校共通）での取組

- ①市教委学校園訪問を活用した授業参観（幼・小・中教職員が相互に参観）
- ②「めざす子ども像」の決定、保護者・地域住民へのリーフレット等による広報
- ③「ワンピース・イングリッシュ・AIOI 事業」（小中合同教員研修会等）
- ④中学校区教職員地域交流会の実施（毎年 6 月）
- ⑤相生市人権教育研究大会における実践交流（異校種教職員による意見交換）
- ⑥「ケータイ・スマホ教室」の継続実施（小学 5、6 年、中学 3 年の 2 段階）
- ⑦体力づくりに向けての連携（リズムジャンプ、幼小中合同研修会の開催等）
- ⑧特別支援を要する児童・生徒の進級・進学に関する引継ぎ方法の協議

(2) 各中学校区での取組（主なもの）

那波中校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道徳教育を核にした小中連携の実施</li> <li>・ 出前授業の実施（中学校教員が小学校へ：理科、体育）</li> <li>・ 中学校吹奏楽部の小学校訪問、演奏披露</li> <li>・ 小・小連携（相生小、那波小修学旅行，自然学校合同実施）</li> <li>・ 3小学校中学校音楽体験授業</li> <li>・ 「那波中校区がめざす子ども像」リーフレットの作成・配布</li> <li>・ キャリア教育推進のために那波中学校区キャリアファイルの作成</li> <li>・ 小中合同研修会（キャリア教育について）</li> </ul>
双葉中校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活実態アンケートの実施（幼・小・中保護者対象）</li> <li>・ 出前授業の実施（中学校教員が小学校へ：音楽、体育、家庭科）</li> <li>・ 研究会への相互訪問（双葉小社会科研究、双葉中体育授業研究）</li> <li>・ 小学6年生「一日中学校登校日」の実施、中学校文化祭への招待</li> <li>・ 子どもたちの約束「幼小中一貫生活・学習の14のルール」作成</li> <li>・ 小中合同の道徳授業研究</li> <li>・ 「人権教育実践」の取組実施、合同研修会、実践発表</li> <li>・ 双葉小、中央小6年生の交流行事（年2回）</li> </ul>
矢野川中校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ともに輝け 矢野川の子」チラシ・ポスター作成、配布</li> <li>・ 校区チャレンジデー・カードの作成、配布</li> <li>・ 若狭野小、矢野小中学校授業体験（6年生1日、5年生半日）</li> <li>・ 運動会等、学校行事の相互訪問</li> <li>・ 「矢中校区チャレンジデー」の開催</li> <li>・ 小学5年児童、中学2年生徒合同音楽研修会</li> <li>・ 矢野小、若狭野小合同授業の実施</li> <li>・ 夏休み中学校補充学習に小学校教員の参加</li> </ul>

4 取組内容の確認、情報共有

(1) 組織体制の確立（準備委員会設置、各中学校区推進委員会の設置等）

(2) 毎月の校長会での進捗状況、今後計画の報告

(3) 家庭・地域とのつながりの強化

① 学校園だよりの配布、学校園ホームページでの情報発信の充実

② オープンスクール、わくわくふれあい給食の参加促進 等

# 民生建設常任委員会

平成29年12月7日（木）

## 1 付託事件

- 議第51号 相生市立佐方福祉センターの指定管理者の指定について  
 議第52号 相生市立那波野地域福祉活動センターの指定管理者の指定について  
 議第53号 相生市立古池自治会館の指定管理者の指定について  
 議第55号 相生市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
 議第56号 相生市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
 議第57号 平成29年度相生市一般会計補正予算

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳出中

款	項	(目)
10 総務費	5 総務管理費	65 地域交通対策費
		90 諸費 (23 償還金利子及び割引料)
	15 戸籍住民登録費	全 般
15 民生費	5 社会福祉費	全 般
	7 老人福祉費	全 般
	10 児童福祉費	全 般
	15 生活保護費	全 般
20 衛生費	全 般	
30 農林水産業費	全 般	
40 土木費	全 般	

- 議第58号 平成29年度相生市国民健康保険特別会計補正予算  
 議第59号 平成29年度相生市公共下水道事業特別会計補正予算  
 議第60号 平成29年度相生市看護専門学校特別会計補正予算  
 議第61号 平成29年度相生市農業集落排水事業特別会計補正予算  
 議第62号 平成29年度相生市介護保険特別会計補正予算

## 2 所管事項について

### 【市民生活部】

#### (1) 市民課

平成30年度仮算定結果に基づく激変緩和検討のための  
基準額の試算と措置の方法について

資料 1

### 【健康福祉部】

#### (1) 社会福祉課

ア 第2次相生市地域福祉計画の策定について

資料 2

イ (仮称)相生市障害者福祉長期計画の策定について

資料 3

#### (2) 子育て元気課

相生市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しに  
ついて

資料 4

## 3 その他

平成29年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議第51号 相生市立佐方福祉センターの指定管理者の指定について
<b>議案の概要</b>	<p>1. 施設の名称 相生市立佐方福祉センター</p> <p>2. 指定管理者 相生市佐方一丁目5番5号 佐方連合自治会 会長 滝井 浩志</p> <p>3. 指定の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日まで</p>
<b>質疑等</b>	特に質疑はありませんでした。
<b>討論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全会一致）

平成29年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b> 議第52号 相生市立那波野地域福祉活動センターの指定管理者の指定 について
<b>議案の概要</b> 1. 施設の名称 相生市立那波野地域福祉活動センター  2. 指定管理者 相生市那波野二丁目5番1号 那波野連合自治会 会長 山田 勝利  3. 指定の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日まで
<b>質疑等</b> 特に質疑はありませんでした。
<b>討論</b> なし
<b>審査結果</b> 可決（全会一致）

平成29年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b> 議第53号 相生市立古池自治会館の指定管理者の指定について
<b>議案の概要</b> 1. 施設の名称 相生市立古池自治会館  2. 指定管理者 相生市古池本町15番地13号 古池連合自治会 会長 巴 和男  3. 指定の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日まで
<b>質疑等</b> 特に質疑はありませんでした。
<b>討論</b> なし
<b>審査結果</b> 可決（全会一致）

## 平成29年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

### 議案番号及び議案名

議第55号 相生市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

### 議案の概要

個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書を取得できるコンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービスを平成30年3月1日から導入することに伴い、従来の市民課窓口で印鑑登録証を提示する申請方法に加え、コンビニエンスストア等で、個人番号カードを使用し暗証番号を入力することで、印鑑登録証明書の交付申請が可能となることを定めようとするもの。

### 質疑等

Q1 今回の相生市印鑑条例の改正によって、300円の手数料のうち事業者に支払う手数料、相生市に入金される手数料はいくらか。

A1 コンビニエンスストア等に支払う手数料は300円のうち115円、残り185円が相生市に入金される手数料です。

Q2 今回のコンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービスを平成30年3月1日から導入することに伴いまして、市民の方々に周知する方法はどのようにお考えですか。

A2 平成30年3月1日から稼働ということですので、来年2月号の広報紙で、コンビニエンスストア交付のPR、またマイナンバーカードの取得促進の記事を初回として掲載する予定としております。

討論 あり

審査結果 可決（賛成多数）

## 平成29年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

### 議案番号及び議案名

議第56号 相生市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### 議案の概要

介護保険制度改正に伴い、平成30年4月1日から、居宅介護支援事業者の指定権限が県から市へ移譲されることにより、現在、県が徴収している審査手数料と同額を相生市が徴収しようとするもの。

また、現在、市で行っている地域密着型サービス事業者指定及び更新の審査も、県が定める同様のサービス事業者の審査手数料を参考とし、同等の額を新たに定め、同じく4月1日以降の申請分より徴収しようとするため、条例改正するもの。

### 質疑等

Q1 今回の手数料の徴収は居宅介護の支援事業が、県から市に事務移譲されることに伴いこれまでの地域密着型サービス支援事業の指定や更新の手数料を合わせて徴収する事になるが、地域密着型サービス利用者の指定や更新の審査手数料はこれまで徴収してこなかったが、新たに徴収する事になるのか。

A1 その通りです。

Q2 相生市が手数料の徴収事務を行う事になるので、市の裁量で決定されるべきだと思う。現状では、介護事業者がかなりの介護報酬の引き下げや、人材確保にも苦勞している厳しい経営状況の中で新たな負担を求める事についてどのように考えるか。

A2 新たな負担を求めることにはなりますが、調査の結果、県内ほとんどの市が4月から徴収する方向の中で、相生だけが徴収しない判断はなかなか難しい。

審査事務に係る財源確保や、受益者負担の観点から考えても、県では有料、市では無料とするのでは、統一感が無いので、手数料を徴収する事とした。

討論 あり

審査結果 可決（賛成多数）

平成29年第5回(12月)定例会 民生建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議第57号 平成29年度相生市一般会計補正予算

議案の概要

平成29年度相生市一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出中の当委員会所管の項目について

**第1条 歳入歳出予算の補正の内歳出中**

＜歳出予算の主なもの＞

人件費 人事異動及び希望退職者の増による給与費の一部の組み替えによるもの

総務費

35万5千円 ・地域交通対策費(デマンドタクシー4月～9月まで、利用実績が増となり利用見込みを計上)  
488万7千円 ・償還金利子及び割引料

(子ども・子育て支援交付金の28年度にすでに受け入れた補助金事業の精算に伴う返還

金) 426万1千

円 ・委託料(マイナンバーカードや住民票の記載事項に係るシステム改修費)

民生費

262万5千円 ・社会福祉総務費 繰出金(国民健康保険・介護保険両特別会計 システム改修費)

26万円 ・障害者福祉費 委託料 (システム改修費)

196万6千円 ・児童福祉総務費 委託料 (システム改修費)

農林水産業費

20万円 ・農業振興費 負担金補助及び交付金(集落営農組合の組織化に係る補助金)

土木費

943万1千円 ・公共下水道費 繰出金(公共下水道事業特別会計 消費税確定に伴う納税額等)

質疑等

特に質疑はありませんでした。

討論

あり

審査結果

可決 (賛成多数)

## 平成29年第5回(12月)定例会 民生建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>  議第58号 平成29年度相生市国民健康保険特別会計補正予算
<b>議案の概要</b>  歳入歳出予算の総額に38万9千円を追加し、補正後の歳入歳出の総額を47億8,545万2千円とする。歳出の38万9千円の追加は、「社会保障・税番号制度業務委託料」において平成30年7月から予定する、改版データ標準レイアウトに対応するシステム改修経費を追加したもので、歳入の38万9千円の追加は、一般会計からの繰入金を計上するもの。
<b>質疑等</b>  特に質疑はありませんでした。
<b>討論</b> あり
<b>審査結果</b> 可決（賛成多数）

## 平成29年第5回(12月)定例会 民生建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議第59号 平成29年度相生市公共下水道事業特別会計補正予算	
<b>議案の概要</b>	
<p>歳入歳出予算の総額にそれぞれ943万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億3,243万1千円とする。歳出の職員手当等65万円の追加は、異動等により職員手当の人件費の補正を行うもの。公課費878万1千円の追加は、消費税を追加計上したもので、消費税確定申告の結果、平成28年度予算で計上していた一部事業費が29年度に繰り越されたことに伴い、控除対象仕入税額が減となったため、納税額が増となったもの。歳入の943万1千円の追加は、一般会計からの繰入金を計上するもの。</p>	
<b>質疑等</b>	
特に質疑はありませんでした。	
<b>討論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全会一致）

平成29年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

**議案番号及び議案名**

議第60号 平成29年度相生市看護専門学校特別会計補正予算

**議案の概要**

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,960万円にしようとするもの。この200万円の追加は、人事異動の影響分を精査し計上したもので、財源は一般会計からの繰り入れ。

**質疑等**

特に質疑はありませんでした。

**討論**       なし

**審査結果**   可決   （全会一致）

平成29年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

**議案番号及び議案名**

議第61号 平成29年度相生市農業集落排水事業特別会計補正予算

**議案の概要**

共済負担金率の上昇に伴い、人件費の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,255万円にしようとするもの。財源は、一般会計からの繰り入れ。

**質疑等**

特に質疑はありませんでした。

**討論**       なし

**審査結果**   可決   （全会一致）

平成29年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

**議案番号及び議案名**

議第61号 平成29年度相生市農業集落排水事業特別会計補正予算

**議案の概要**

共済負担金率の上昇に伴い、人件費の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,255万円にしようとするもの。財源は、一般会計からの繰り入れ。

**質疑等**

特に質疑はありませんでした。

**討論**       なし

**審査結果**   可決   （全会一致）

## 議会閉会中の調査事件

### (1) 国民健康保険制度改正について（調査）

#### 調査事件の概要

①制度改正の背景：国民皆保険制度の維持

イ：増大する医療費　平成12年度は30兆円から平成27年度は42兆円に増加。

ロ：国保加入者の年齢構成が高く、また医療水準が高い状況にある。

ハ：赤字補填のため、一般会計からの繰入金が増大。全国で約3,000億円。

ニ：各市町が単独で行ってきたため、県内でも市町に格差が生じており、この課題を解決するため、県を財政運営の主体とする。

#### 相生市の現状

①保険料の算定　所得割・均等割・平等割の3方式

②保険料の現状　平成27年度　県平均：89,673円

相生市：72,499円（県下で最小）

芦屋市：108,019円（県下で最大）

③医療費の現状　平成27年度　県平均：367,089円

相生市：412,726円（県下5番目に多い）

上郡町：434,627円（県下で最大）

④所得額の現状　平成27年度　県平均：491,899円

相生市：438,084円（県下で39位）

芦屋市：721,272円（県下で最高）

#### 兵庫県国保運営方針（案）

①同一所得であれば、同一保険料という将来的な保険料水準の統一化

#### 激変緩和検討のための基準額の試算と措置の方法

相生市においては、一般会計からの繰り入れを前提としない施策の検討。基金や繰越金の活用により考えていきたい。今後のスケジュールについては、12月の仮算定、1月に示される確定値を持って本市の国保運営協議会に諮り、3月議会で条例改正を審議していただく予定である。

#### 質疑

①制度改正により、市民の負担及び市の負担はどうなるのか

②いつ頃からどのような手続きが必要であり、時期等はどうなのか

## 議会閉会中の調査事件

### (2) 介護保険事業計画の策定について（調査）

#### 調査事件の概要

第6期介護保険事業計画における計画値と実績値の状況報告

- ①人口・高齢化率の状況 ②要支援・要介護認定者数の状況 ③介護給付費の状況  
④介護保険制度の改正について

第7期介護保険事業計画の策定におけるポイント

国は、地域包括ケアシステムを構築するための「点検・評価・改善」に資する計画としております。

「地域包括ケアシステムの深化・推進」 「介護保険制度の持続可能性の確保」

#### 相生市の現状

①人口：平成29年3月末 30,209人 高齢化率：34.2%

②要支援認定者数：663人 要介護認定者数：1,219人

③介護給付費の状況

要介護者：居宅介護サービス給付費	6億8,090万円
：地域密着型介護サービス	5億2,286万円
：居宅介護サービス計画	8,934万円
：施設介護サービス	8億9,047万円
要支援者：介護予防サービス	1億3,736万円
：地域密着型介護予防サービス	683万円
：介護予防サービス計画	2,119万円

④介護保険制度の改正について

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに制度の持続可能性を確保しサービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが目的とされている。

※第7期介護保険事業計画（平成30年度から平成32年度）の策定については、段階の世代が75歳以上になる2025年（平成37年）までに地域包括ケアシステムを構築するための「点検・評価・改善」に資する重要な計画と位置づけている。

#### 質疑

- ①困難事例のケアマネジメントの方法・人材確保の方法について  
②医療機関との連携・介護に取り組む家族への支援はどうか

## 議会閉会中の調査事件

### (3) ふるさと交流館・羅漢の里の管理運営について（調査）

#### 調査事件の概要

①指定管理者が、平成29年4月より神姫バスグループ共同事業体、代表団体株式会社  
ホープになったことによりその管理運営を調査

イ：相生市立羅漢の里の管理運営について

ロ：相生市立ふるさと交流館の管理運営について

#### 施設の現状

①相生市立羅漢の里について（10月までの比較）

	利用人数	利用料
平成26年	16,855人	12,378千円
平成27年	19,221人	13,868千円
平成28年	18,917人	14,876千円
平成29年	17,917人	14,226千円

②相生市立ふるさと交流館について（10月までの比較）

平成26年	4,095人	1,853千円
平成27年	4,364人	2,004千円
平成28年	3,849人	2,163千円
平成29年	3,898人	2,288千円

※指定管理者において、ホームページを刷新し、宿泊状況が分かるようにするとともに  
広くPRするため、神姫バスのホームページともリンクしている。また、神姫バスの  
車内電子広告においても情報を掲載し利用客誘致等営業努力をしている。

#### 質疑

①営業時間・日・祝日はどうなっているのか

②改修計画・建て替え計画についてはどう考えているのか

## 議会閉会中の調査事件

### (4) 市民病院改革プランの進行について (調査)

#### 調査事件の概要

新相生市民病院改革プランが平成29年3月に策定されました。これについては、総務省より「新公立病院改革ガイドライン」が平成27年3月に示され、これまで改革の柱としてきた、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しに加え県が策定した地域医療構想を踏まえた各病院の役割の明確化の4つの視点に立った改革が求められております。このガイドラインを踏まえ、相生市民病院が地域で担うべき医療提供体制の確立を目指し、持続可能な病院運営を図るため、相生市民病院改革プラン検討委員会等の協議を経て、「新相生市民病院改革プラン」を策定いたしました。

#### 相生市民病院の現状

##### ①新相生市民病院改革プラン検討委員会実施状況について

第1回 平成29年8月2日 (水)

第2回 平成29年12月11日 (月)

##### ②目標経営指標比較

	平成28年9月	平成29年9月	平成29年度目標
経常収支比率	103.2	98.6	97.4
医業収支比率	95.3	91.6	87.5
職員給与比率	37.2	41.9	45.4
材料比率	30.3	30.7	33.0
病床利用率	43.7	40.5	45.7
稼働病床利用率	76.0	70.9	79.7
1日平均入院患者数	26.6	24.8	27.9
1日平均外来患者数	49.9	48.1	50.0
入院単価	26,743円	27,521円	25,015円
外来単価	15,457円	16,389円	15,457円

#### 質疑

①役割の明確化・医療提供体制の確立についてはどうか

②空き病床の活用及び医療スタッフの確保についてはどうか

主な議会用語の解説（50音順）

用語	解説
委員会付託 (いいんかいふたく)	本会議の付議事件について詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会または特別委員会に審査を託すことをいいます。
委員長報告 (いいんちょうほうこく)	委員長が委員会での審査結果や調査経過などについて、本会議で報告することを指します。
意見書 (いけんしょ)	地方自治法第99条の規定に基づき、市議会は市の公益に関することについて、国会、国、県など関係行政庁に対し、議会の意思を意見としてまとめた文書を提出することができます。意見書の案は、議員が提出し本会議でその可否を決めます。
一般質問 (いっぱんしつもん)	議員が本会議で市の一般事務や将来に対する方針などについて質問することをいいます。一般質問は定例会で行われ、臨時会ではできません。質問時間は、一人30分以内としています。
開会 (かいかい)	議会を開いて、法的に活動できる状態にすることをいいます。
会期 (かいき)	議会が会議を行う期間（開会日から閉会日まで）のことです。会期は、本会議開会後に議決により決定します。
会派 (かいは)	政策を中心とした理念を共有する複数の議員で構成された集団をいいます。
議案 (ぎあん)	議会の議決を得るために、市長や議員が提出する案件を議案といいます。
議員全員協議会 (ぎいんぜんいんきょうぎかい)	議員全員協議会は、議員全員で行うもので、その限りでは本会議と同じです。重要項目について各議員の意見調整や協議を行います。
議会運営委員会 (ぎかうんえいいんかい)	円滑な議会の運営を行うため、議会運営の全般について協議し、意見などの調整をはかる場として設置している委員会のことです。
議決 (ぎけつ)	<p>議会で議案などに対し（可否）賛否を決定することで、意思決定の内容により、次のような種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可決（否決）：予算、条例、契約、意見書、決議等</li> <li>・認定（不認定）：決算</li> <li>・承認（不承認）：専決処分</li> <li>・同意（不同意）：人事案件</li> </ul>

議事日程（ぎじにってい）	その日の会議（本会議）の件名、順序を記載したものです。
休会（きゅうかい）	議案などの調査研究や委員会審査などのために、会期中に会議（本会議）の活動を休止することです。
継続審査（けいぞくしんさ）	会期中に議案などの審査を終了することが困難な場合に、議会の議決によって、会期が終了した閉会後も引き続いて委員会で審査を行うことです。
決議（けつぎ）	法的効果を持つ議決と異なって、議会の事実上の意思決定をいいます。
採決（さいけつ）	議長が議案などについて、出席議員に賛成・反対の意思表示を求め、それを集計することです。起立による採決や投票による採決、異議がないかをはかる簡易採決などがあります。
散会（さんかい）	議事日程に記載されたことがすべて終了し、その日の会議（本会議）を閉じることをいいます。
質疑（しつぎ）	議題となっている議案などについて、疑義をたずねるための発言のことです。質疑は議案などの不明確な点を明らかにするために行うもので、自己の意見を述べることはできません。
上程（じょうてい）	本会議で議題として取り扱うことを、一般に「上程」といいます。
条例（じょうれい）	地方公共団体が自治立法権に基づいて定める自主法のことです。条例の制定・改廃は原則として議会の議決により成立し、長の公布により効力が生じます。条例案の議会への提案権は、長・議員の双方が有しています。
審議（しんぎ）	本会議の付議事件について、説明を聞き、質疑し、討論をし、表決するといった一連の過程のことを審議といます。
審査（しんさ）	委員会において、付託を受けた議案、請願等を論議し一応の結論を出す過程のことをいいます。
常任委員会 （じょうにんいんかい）	議会が市の事務に関する調査や議案などの審査を行うため、常に設置されている委員会のことです。議員は必ずいずれかの常任委員会に属しています。総務文教、民生建設の2常任委員会があります。
除斥（じよせき）	議会における審議を公正なものとするため、議題となった案件と一定の利害関係にある議員を、その審議に参加できないようにすることです。

<p>専決処分 (せんけつしよぶん)</p>	<p>議会の議決または決定すべきことについて、市長が議事に代わって処分することです。議会を招集するいとまがないときに行うものと、議会の議決により予め指定したものとがあります。</p>
<p>定足数 (ていそくすう)</p>	<p>議会において、有効に議題を審議し、決定するために必要とされる出席者の数のことを定足数といいます。 地方自治法において、議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができないとされています。</p>
<p>定例会 (ていれいかい)</p>	<p>市議会には定例会及び臨時会があります。定例会とは付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される議会のことで、地方自治法により毎年(1月1日～12月31日)、条例で定める回数を招集することになっています。本市では条例で年4回と定めており、3月、6月、9月、12月に招集されます。</p>
<p>答弁 (とうべん)</p>	<p>本会議、委員会などで、議員の質疑、質問に対して市長や副市長、教育長および関係部長などが回答や説明などを行うことをいいます。</p>
<p>討論 (とうろん)</p>	<p>定例会や委員会において、質疑の後、採決の前に議案に対する賛成か反対かの意見を表明することをいいます。</p>
<p>特別委員会 (とくべついいんかい)</p>	<p>常に設置されている常任委員会に対し、必要のある場合や特定のことを審査するために設置される委員会のことをいいます。 予算審査特別委員会や決算審査特別委員会などがあります。</p>
<p>動議 (どうぎ)</p>	<p>一定の事柄を議題とすることを求める議員の提議のことをいいます。 1. 議題とすることを求める事柄について、案を備える必要のあるもの(文書)・条例案、条例や予算の修正案、意見書案、決議案等。 2. 案を備える必要がないもの(口頭)・緊急質問、委員会付託省略、質疑・討論の終結、日程変更、日程追加、休憩等。</p>
<p>発言通告 (はつげんつうこく)</p>	<p>議会の会議(本会議)で議員が発言をしたいとき、予め議長に発言の趣旨などを告げ知らせることをいいます。</p>

表決 (ひょうけつ)	議員が議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることです。議長が表決をとることを採決といい、「採決」は議長の側からみた表現です。
閉会 (へいかい)	議会の法的な活動能力を失わせることをいいます。
本会議 (ほんかいぎ)	定例会や臨時会において、議員全員で構成する会議のことをいいます。本会議では、議案などの審議や、市議会としての最終意思の決定(議決)などを行います。
理事者 (りじしゃ)	市長、行政委員会(教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会など)、行政委員(監査委員)など、行政の仕事を行う機関のことを指します。
臨時会 (りんじかい)	市議会には定例会及び臨時会があります。臨時会は、定例会のほかに臨時の必要がある場合に随時招集され、付議事件として告示したものに限り審議することができる会議のことをいいます。